

「公益法人制度改革」のあり方について

平成 14年 4月24日

構 想 日 本

現在の議論

「既存の公益法人」の改革

- 行為規制、情報開示や監査のあり方
- 行政サービスの委託(受託)のあり方、など

あくまで現在の制度を
前提とした議論

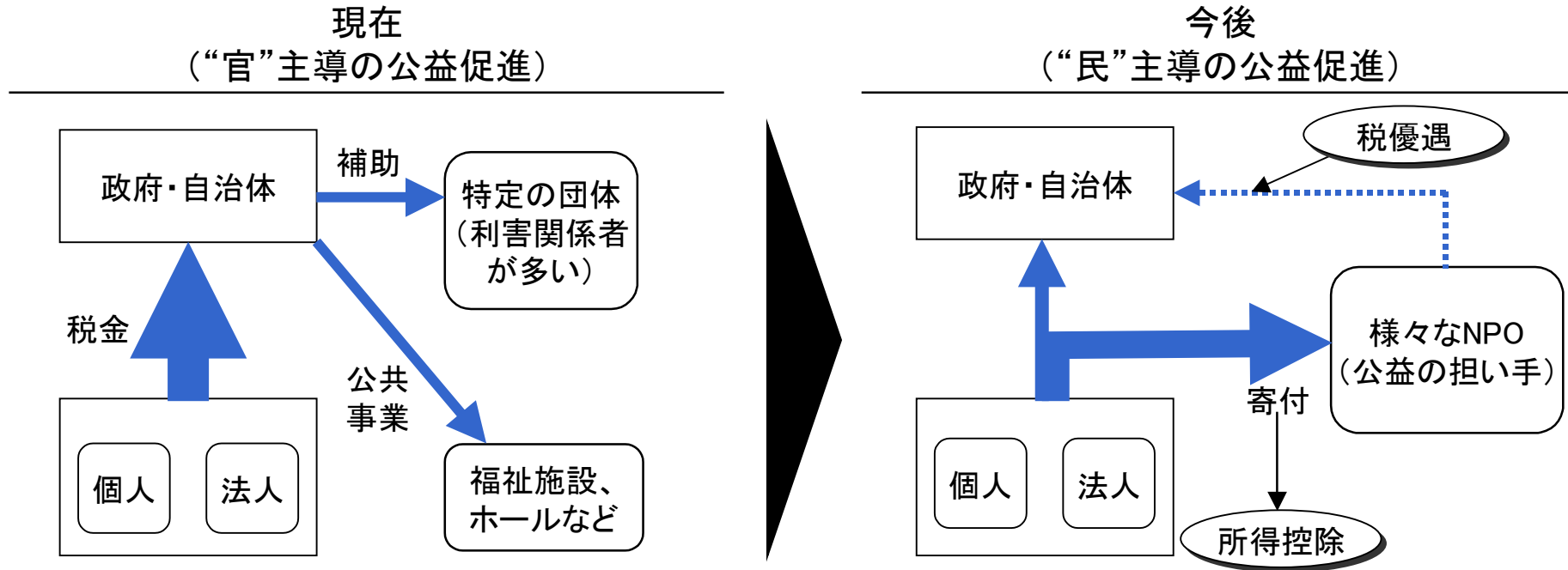
あるべき議論

「公益法人制度」の改革

- 「無益」あるいは「私益」法人が、「公益法人」として甘い汁をすわないようにするにはどうすればよいか？
- 「公益」を促進するための新たな仕組みをつくるには何が必要か？
 - 民法34条の改正
 - 寄付税制の改革、など

これからの「公益」の担い手の中心は、“官”ではなく“民”

「税制」がカギ



公益の
中心的な
担い手

担い手を
支える
中心的な財源

「官」

「民」

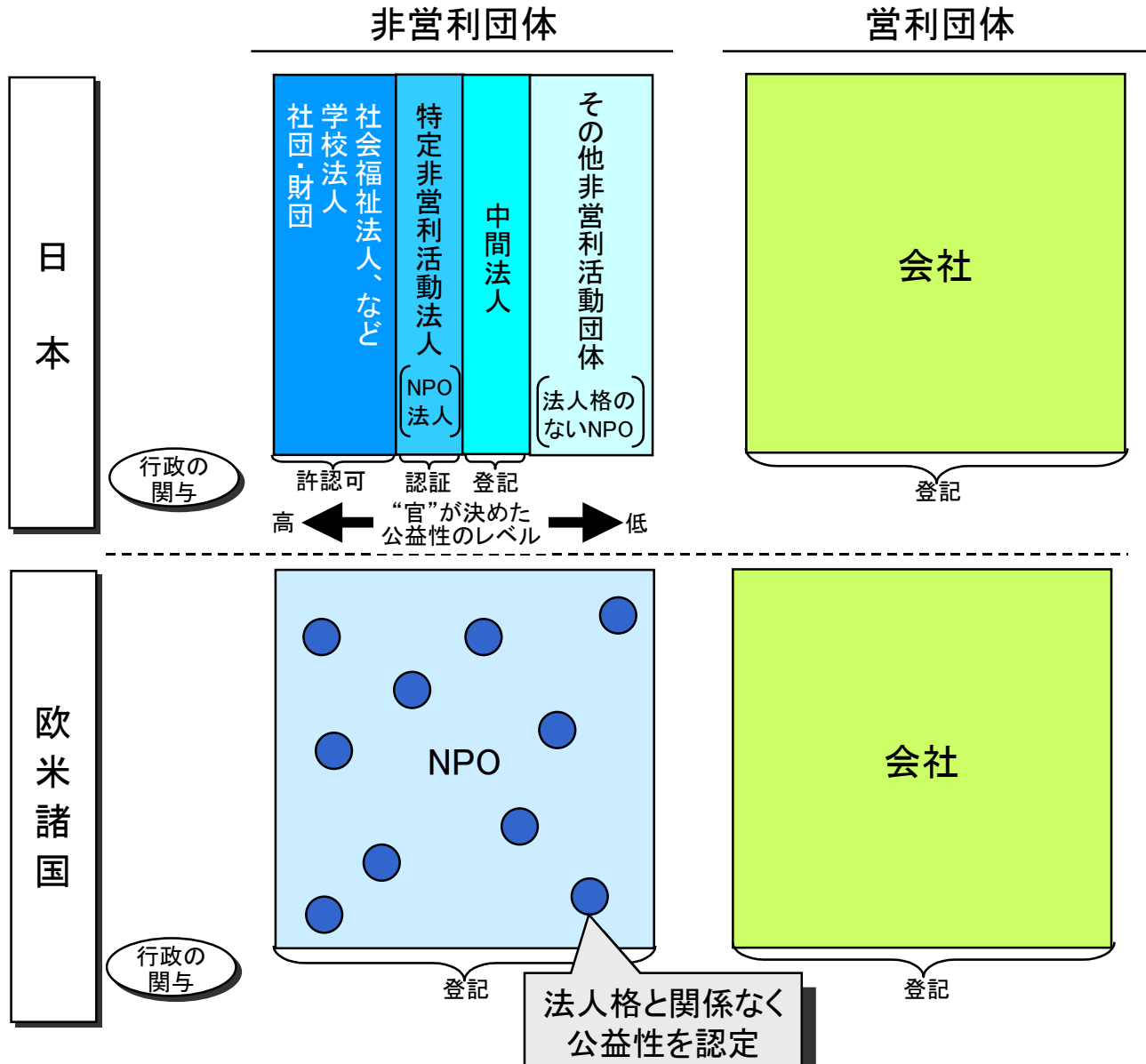
「税金」

「寄付金」

教育、福祉などの分野で、地道に「公益」を担っている
NPOなどが力をふるえる税制づくりが不可欠

「団体」の種類と行政の関与の度合い

キーワードは「公益性」



非営利団体の法人格の取得

“行政”が団体の「公益性」を事前に評価したうえで法人格を付与
 → その「公益性」に合わない団体は、法人格をとれない

非営利/営利の法人格制度

異なる

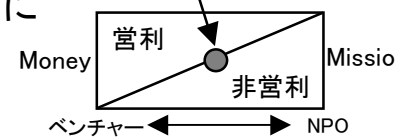
- 非営利: 許認可、認証、登記
- 営利: 登記

⇕

いかなる団体も、自由に法人格を取得できる
 → 「公益性」は、活動内容を評価した上で事後的に認定

⇕

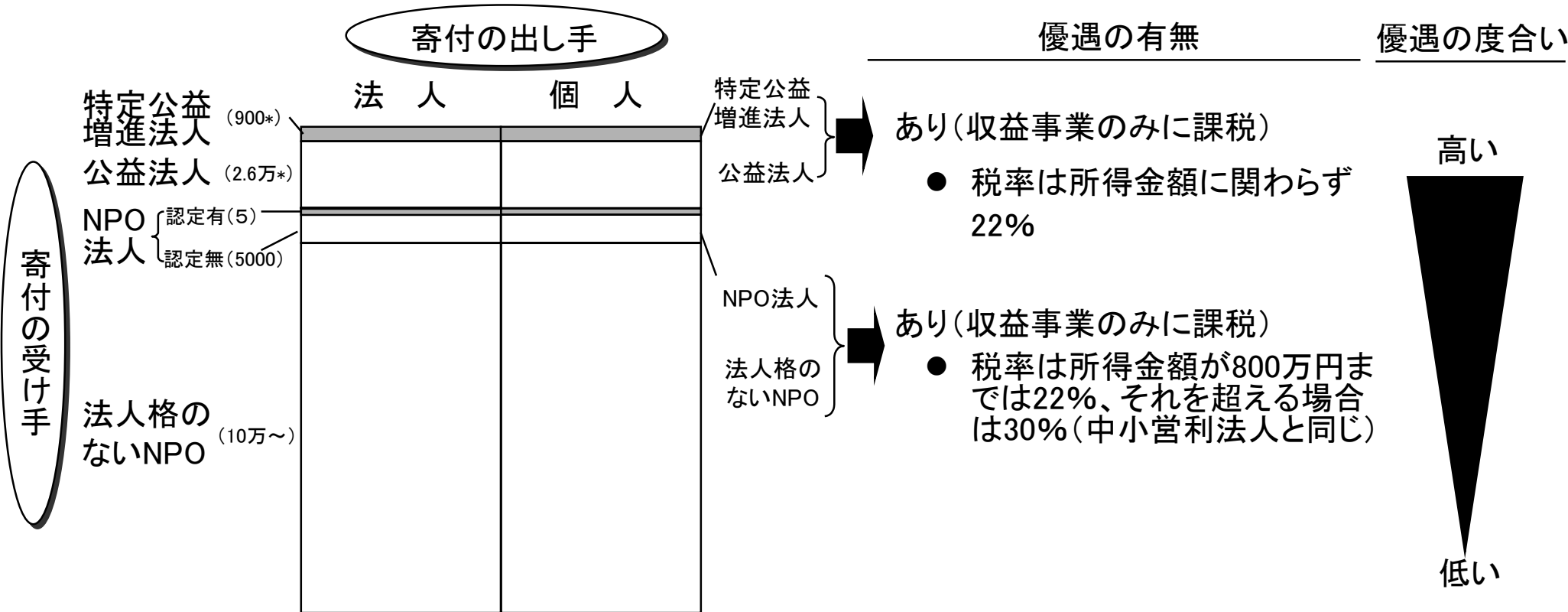
同じ(登記のみ)
 → 営利と非営利の境界で公益活動をする「コミュニティ・ビジネス」が可能



「団体」の種類による優遇税制の違い

寄付の出し手に対する税制

寄付の受け手に対する税制
 (例: 法人税)



■ : 優遇税制あり(法人: 損金算入、個人: 所得控除)
 □ : 優遇税制なし

- 法人格のないNPOに対する優遇がない
- 個人の寄付に対する優遇が限定

- “行政”が決めた「公益性」の高い団体ほど、法人税の優遇の度合いが高い

* 社団/財団法人のみ。

1. 非営利の団体を自由につくれるか？

➡ 「法人格」取得の問題：民法34条の改正

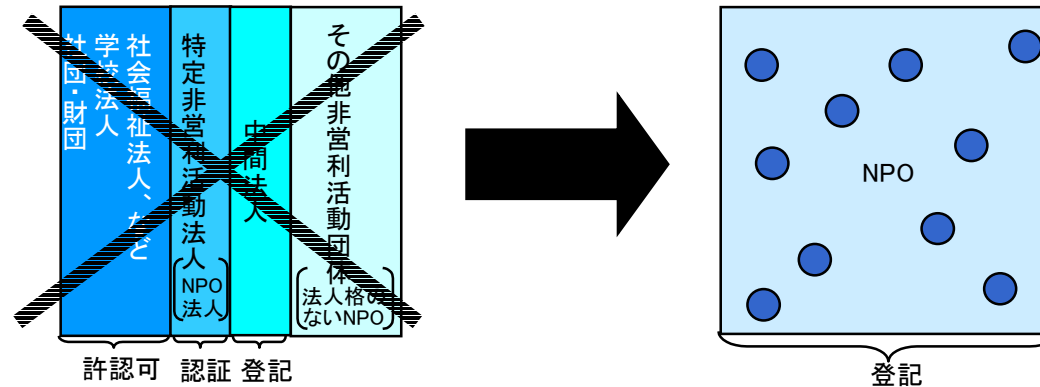
2. 非営利の活動が、“世の中”の役に立つかどうかを、だれがどういう基準で決めるのか？

➡ 「公益性」認定の問題：なるべくローカルで決める仕組みづくり

民法34条の改正

民法34条を改正し、非営利法人を「登記」のみでつくれるようにする

- なお、「公益性」の認定は非営利法人の活動実績を見て判断する(次頁参照)



なお、中間法人法の制定の際に、構想日本の提言に沿ったかたちで以下の付帯決議がなされた(平成13年5月29日)

政府は、この法律の施行に伴い、次の点につき格段の努力をすべきである。

政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会の変容に十分に対応できる制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民法第三十四条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。

3月29日に、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定

- 平成14年度中に改革大綱を策定

ローカルで「公益性」を認定する仕組みづくり

独立性を有する「公益性認定諮問機関」

首長の付属機関として「公益性認定諮問機関」を設置し、その機関の独立性を確保するために次の措置をとる

- 機関の構成員の選任基準や資格要件を事前に定める
- 基準の設定や個々の判断につき、情報公開を義務付ける
- 首長は、公益性認定諮問機関の答申を尊重する義務を負う
 - － 答申を受け入れない場合は、その理由を説明する義務を負う

「公益性」認定基準の設定と審査

認定基準は、例えば次のような枠組に基づき地域の実情を勘案して設定する

- 活動実績が一定期間(例:2年)以上あること
- 運営および財務状況に関する情報開示が適切に行われていること(資金の流れ、寄付者との関係等含む)
- 収入の一定割合以上(例:3割)が複数の主体からの寄付、助成金、会費によるものであること(参考:米国のパブリック・サポート・テスト)
- 収入の一定割合(例えば7割)以上を非営利活動に支出していること

また、「公益性認定諮問機関」は審査にあたり、ヒアリング等を通じて、そのNPOの活動の受益者である人々の実情をも勘案すること

なお、実績がまだ十分ではないNPOを育成する目的で支援を行うにあたっては、相応の基準を設け認定する